

日本農業遺産、急峻な地形と日本有数の多雨がもたらす尾鷲ヒノキ林業 より産出された木材にかかるブランド認定要綱

(目的)

第1条 三重県尾鷲市及び紀北町で生育し生産された木材及びその製品を認定し、情報発信することで、日本農業遺産としての尾鷲ヒノキ林業の知名度を向上させ、観光及び物産の振興並びに農林水産業等の生産者の意欲向上を図り、ひいては地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義を以下のとおり定める。

- (1) 尾鷲ヒノキ 尾鷲市及び紀北町で生育し生産された原木。
- (2) 尾鷲ヒノキ製品 尾鷲ヒノキを尾鷲市及び紀北町の製材所（以下、地元製材所）で製材した製材品及びその製材品を使用して作成した木工品。

(認定基準)

第3条 尾鷲林政推進協議会会長（以下、会長）は、尾鷲ヒノキ及び尾鷲ヒノキ製品を、日本農業遺産「急峻な地形と日本有数の多雨がもたらす尾鷲ヒノキ林業」より産出された木材及び製品ブランド（以下、尾鷲ヒノキブランド）として認定するにあたって、その認定基準を定めなければならない。

- 2 尾鷲ヒノキブランドの認定は認定委員会で行い、認定委員会は幹事会が行う。
- 3 会長は、認定基準を定めるときは、認定委員会に諮問するものとする。また、変更するときも同様とする。

(認定対象)

第4条 尾鷲ヒノキブランドの認定対象は、原木、製材品及び木工品とし、以下の条件にあてはまるものとする。

- (1) 原木については、伐採届などにより地元で生育後伐採されたことが明確なもの。
- (2) 製材品については、前項に加えて、地元製材所にて製材されたもの。
- (3) 木工品については、(1)に加えて地元製材所での購入履歴が明確であるもの。

(認定の申請)

第5条 会長は、年1回申請を受け付ける。受付時期は別途幹事会で決定し、関係者に周知しなければならない。

- 2 尾鷲ヒノキブランドの認定を受けようとする者（以下、申請者）は、尾鷲ヒノキブランド認定申請書（以下、申請書）（様式第 号）を会長に提出するものとする。
- 3 申請書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 尾鷲ヒノキブランド認定申請調書（様式第 号）
 - (2) 誓約書（様式第 号）
 - (3) 申請者の概要が分かる書類

ア 定款又は規約その他これに類する書類

イ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあつては、代表者の住民票、個人にあつては、申請者の住民票

ウ 申請者の事業内容等が分かる書類

(4) 認定を受けようとする製品の概要が分かる書類

(5) その他会長が必要と認める書類

(認定の審査)

第6条 会長は、前条の申請があつた場合、第3条の認定基準に基づく適合審査（以下、認定審査）を認定委員会に諮問するものとする。

2 認定委員会は、前項による会長の諮問があつた場合、申請書等その他必要な事項について認定審査を行い、その結果を会長に報告するものとする。

3 申請者は、円滑な認定審査に協力しなければならない。

(審査結果の通知)

第7条 会長は、認定委員会の認定審査で、認定基準に適合すると認められたときは、当該申請者に対して尾鷲ヒノキブランド認定審査結果通知書（様式第 号）により通知するとともに、認定証を交付する。

2 会長は、認定委員会の認定審査で、認定基準に適合しないと認められたときは、当該申請者に対して尾鷲ヒノキブランド認定審査結果通知書（様式第 号）によりその理由を付して通知するものとする。

(認定の公表等)

第8条 会長は、尾鷲ヒノキブランドとして、認定した産品（以下、認定品）及び認定を受けた者（以下、認定事業者）の内容を公表し、積極的に情報発信をするものとする。

(認定内容の変更)

第9条 認定事業者は、認定に係る内容の変更が生じるときは、尾鷲ヒノキブランド変更認定申請書（様式第 号）により、速やかに会長に報告しなければならない。ただし、次の各号に該当する軽微な変更をするときは、この限りではない。

(1) 氏名、名称又は代表者を変更したとき

(2) 認定品の商品名を変更したとき

(3) 認定品の生産、製造又は販売を廃止又は中止したとき

2 会長は、前項の変更認定申請書の提出を受理した場合、速やかに認定委員会に諮問を回り、結果を申請者に通知しなければならない。

(業務状況の聴取等)

第10条 会長は、特に必要があると認めるときは、認定事業者に対して、認定品に係る報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(認定の取消)

第11条 会長は、認定品及び認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定委

員会の審議を経て認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき。
- (2) 認定基準に適合しないと認められたとき。
- (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (4) 第10条の規定による聴取等を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき。
- (5) 認定品の生産、製造又は販売を廃止又は1年間以上中止したとき。
- (6) その他、制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき。

2 会長は、認定を取り消す場合は、その対象となる产品及びその者の氏名（法人、団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）を公表することができる。

3 第1項の規定に該当することにより認定を取り消された者は、その取り消しの日から2年を経過しなければ、新たな認定を申請することができない。

（認定の有効期間及び更新）

第12条 認定の有効期間は認定した日の属する年度から3年目の3月31日までとする。

2 認定事業者は、前項の規定による認定の有効期間が終了となる場合において、認定の更新をすることができる。その場合、第5条における申請書（様式第 号）に「更新」と付記し、3の添付書類を添付して提出する。ただし、添付書類については前回と変更なき場合は省略することができる。

（認定の表示）

第13条 認定事業者は、認定品に対して尾鷲ヒノキブランドとして認定を受けたものであることを表示することができる。

2 認定の表示に関しては、別に定める尾鷲ヒノキブランド認定表示取扱基準によるものとする。

（認定事業者の責務）

第14条 認定事業者は、この要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに 次の各号について特に留意しなければならない。

- (1) 認定品の生産、製造又は販売等を通じて、当該認定品の情報発信を積極的に行い、尾鷲ヒノキに対するイメージ向上に繋げるよう努めなければならない。
- (2) 認定品の計画的な生産、製造並びに適正な保管及び流通体制の整備に努めなければならない。
- (3) 第10条の規定による調査等が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。

（事務処理）

第15条 この認定に関する事務処理及び認定委員会の事務局は、尾鷲林政推進協議会事務局が行う。

附則 1 この要綱は、令和元年7月4日から施行する。

認定基準

1. 尾鷲ヒノキ林業の産地において生産されたヒノキ原木及び、それらを使用した製材品、木工品であること。
2. 木工品については、1. に加え尾鷲・紀北地域の製材所で製材された材を使用していること。
3. 尾鷲ヒノキの品格を損なわない確かな品質が認められること。
4. 尾鷲ヒノキの知名度向上に寄与する販売戦略をもっていること。